

# 指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

## 第1条(事業の目的)

- 1.当薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 2.利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

## 第2条(運営の方針)

- 1.要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2.地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3.適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
  - 保険薬局であること。
  - 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
  - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
  - 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
  - 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

## 第3条(従業員の職種、員数)

- 1.従業者について
  - 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
  - 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
  - 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
- 2.管理者について
  - 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

## 第4条(職務の内容)

- 1.薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 2.訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。
- 3.利用者やその家族等は、必要がある場合は前項の記録の閲覧および自費による謄写を求めることができる。ただし、この閲覧及び謄写は業務に支障のない時間に行なうこととする。

## 第5条(営業日・営業時間)

- 1.原則として、営業日・営業時間は、当薬局の開局日および開局時間に準じる。
- 2.利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

## 第6条(通常の事業の実施地域)

- 1.通常の実施地域は右記の通りである：福岡県福岡市城南区七隈7-2-1

## 第7条(指定居宅療養管理指導等の内容)

- 1.薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
  - 処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
  - 薬剤服用歴の管理
  - 薬剤等の居宅への配送
  - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
  - 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
  - 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
  - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
  - ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
  - 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
  - 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
  - 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
  - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
  - 在宅医療機器、用具、材料等の供給
  - 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
  - その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

## 第8条(利用料その他の費用の額)

- 1.利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 2.利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 3.事業の実施地域を越えて行う居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。
  - 事業所から事業の実施地域を越えて1kmにつき40円

## 第9条(緊急時等における対応方法)

- 1.緊急時等の体制として携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。(事業所の留守番電話にメッセージを残していただきますと薬局の携帯電話に転送されます)
- 2.居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡を行う等、対応を図る。

## 第10条

- 1.事業者は、非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

## 第11条(人権擁護・虐待防止のための措置に関する事項)

- 1.事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
  - 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
  - 措置を適切に実施するための責任者(及び担当者)を選定
  - 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を原則年1回および新規採用時に実施する。
- 2.虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかにこれを虐待防止責任者および虐待防止担当者へ報告し、状況により市町村または地域包括支援センターへ通報する。

## 第12条(その他運営に関する重要事項)

- 1.当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
- 2.従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3.従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4.サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5.従業者に身分証を携行させ、利用者またはその家族から求められた際は速やかに提示する事とする。
- 6.利用者からの苦情・相談等の受付窓口を置き、記録、ファイルし適切な業務運営に資する。
- 7.療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

# 管理及び運営に関する事項

|                                              |                                                                    |                              |                       |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 許可の区分の別                                      | 薬局                                                                 | 開設者                          | 河野真子                  |
| 許可番号                                         | 第471043号                                                           | 許可年月日                        | 令和4年5月19日             |
| 有効期限                                         | 令和4年7月1日～令和10年6月30日                                                |                              |                       |
| 所在地                                          | 福岡県福岡市城南区七隈7-2-1                                                   |                              |                       |
| 管理薬剤師氏名                                      | 西島 靖雄                                                              |                              |                       |
| 勤務する薬剤師<br>担当業務:調剤・医薬品の販売・<br>情報提供・相談・在庫管理など | 堀尾 貴子      河野 彬                                                    |                              |                       |
| 勤務する登録販売者<br>担当業務販売・情報提供・相談など                |                                                                    |                              |                       |
| 取扱う一般用医薬品の区分                                 | 第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品                                               |                              |                       |
| 当薬局勤務者の区別について                                | 薬剤師 青紐名札に「薬剤師」「氏名」記載                                               |                              |                       |
|                                              | その他の勤務者 桃色紐名札:「職種」「氏名」記載                                           |                              |                       |
| 営業時間                                         | 月・火・水・金 9:00～18:00<br>木曜 9:00～17:00<br>土曜 9:00～13:00<br>休業日 日曜日・祝日 | 緊急用・相談時の連絡先                  | 夜間・休日は<br>転送電話にて対応します |
|                                              |                                                                    | 営業時間外における医薬品の<br>購入・譲受申込受付時間 | 相談に応じます               |
|                                              |                                                                    | 営業時間外の<br>相談対応時間             | 緊急時は応じます              |

# 取り扱う要指導医薬品や一般用医薬品について

## 要指導医薬品

医療用から切り替えられた薬など、特に注意が必要な医薬品です。ご購入の際は薬剤師が書面などを用いて詳しいご説明を行うため、薬局での「対面」のほか、ビデオ通話などを利用した「オンライン」でもご購入いただけます。お客様が直接手に取ることができない場所に陳列しています。

## 特定要指導医薬品

緊急避妊薬など、より慎重な確認が必要な医薬品です。確実・安全にお使いいただくためオンラインでの購入はできず、必ず薬局にお越しいただき、薬剤師が直接ご説明する「対面のみ」の販売となります。お客様が直接手に取ることができない場所に陳列しています。

## 一般用医薬品

### 第1類医薬品

一般用医薬品の中でも、使用に際して特に注意が必要なお薬です。ご購入の際は、薬剤師が書面などを用いて必要な情報を提供いたします。お客様が直接手に取ることができない場所に陳列しています。

### 指定第2類医薬品

第2類医薬品の中でも、特に注意が必要なお薬です。ご使用前にパッケージ等の「してはいけないこと」を必ずご確認ください。専門家がご説明しやすいよう、相談窓口の近くに陳列しています。

### 第2類医薬品

使用に際して注意が必要なお薬です。ご購入の際は、薬剤師または登録販売者が、必要な情報提供を行うよう努めます。

### 第3類医薬品

身体に変調をきたすおそれがある成分を含むお薬です。お客様からのご相談など、必要に応じて薬剤師または登録販売者が情報提供を行います。

## ※指定濫用防止医薬品について

市販薬を過剰に摂取する「オーバードーズ」の社会問題に対応するため、厚生労働省が指定した成分を含む医薬品です。ご購入の際は、薬剤師または登録販売者が書面等を用いてご使用状況などの確認と情報提供を行います。また、適正使用のため、原則としてお一人様1包装までの販売とさせていただきます（必要に応じて年齢確認等をお願いする場合がございます）。

## ～健康被害救済制度～

ご存知ですか？ 万が一の副作用をサポートする公的制度

### 健康被害救済制度について

お薬を正しく使用したにもかかわらず、副作用などによる健康被害が生じた場合に、医療費などの救済給付を受けられる公的な制度です。

【お問い合わせ・相談窓口】

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 (PMDA) TEL 0120-149-931

## 苦情相談窓口

福岡県薬事情報センター（くすり  
なんでもテレフォン）  
TEL：092-271-1585

# 安心して薬局サービスを受けていただくために

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 皆様の個人情報の利用目的

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質 併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査 支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険に係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

## 個人情報保護に関する基本方針

### （１）基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関連事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

### （２）具体的な取り

組当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

1. 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
2. 個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
3. 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
4. 個人情報の適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
5. 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
6. 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
7. 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

### （３）相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

1. 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
2. 個人情報の開示・訂正・利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
3. 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、またはその可能性が疑われる場合
4. その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

運営会社：有限会社KKラボ

開設者：河野 真子

お問い合わせ先：七隈四ツ角薬局

個人情報取扱責任者/管理者：河野真子/西島靖雄

電話番号：092-874-5055

mail：[kkrabo.nanakuma7721@gmail.com](mailto:kkrabo.nanakuma7721@gmail.com)

FAX：092-874-5075

ホームページ：<https://nanakuma-yotsukado.com>

# 当薬局の開局時間と時間外に対応について

## 当薬局の開局時間

**月・火・水・金**

(9:00~18:00)

**木** (~17:00) **土** (~13:00)

## 休業日

**休業日：日曜日・祝日**

## 緊急連絡先(転送電話)

**092-874-5055**

## 夜間休日加算について

夜間休日加算とは、特定の時間帯に処方箋を出すとプラスされる、追加料金(40点=3割負担で120円分)のことです。

薬局が通常どおり開いている時間であっても、「受付した時刻」が下記に該当する場合は料金がかかります。

※薬が完成した時間ではなく、受付した時間で判定します。

1. 平日:8:00前、19:00以降
2. 土曜:8:00前、13:00以降
3. 日曜・祝日:営業時間内
4. 年末年始(12月29日~1月3日):営業時間内

## 時間外加算について

薬局の開局時間外に薬を作った際にかかる追加料金です。「受付した時刻」が下記に該当する場合は料金がかかります。

1. 時間外加算(ベースの料金が2倍):6:00~8:00、18:00~22:00
2. 休日(ベースの料金が2.4倍)加算:日曜・祝日、12月29日~1月3日
3. 深夜(ベースの料金が3倍)加算:22:00~翌6:00

※ベース料金=調剤基本料 + 薬剤調製料 + 調剤管理料 + 無菌製剤処理加算

- **特例:**他の一般の保険薬局がしまっている時間帯に、地域の緊急医療を支えるために開いている薬局では、開局時間内であってもこの料金がかかる場合があります。
- **ご注意:**患者さまのご希望で時間を指定して受け取る場合は、保険がきかず規定の料金を自費でお支払いいただく場合があります。

# 特掲診療料の施設基準のご案内

## 保険対象外の費用のご案内

当薬局が地方厚生局長に届け出ている「施設基準」、および厚生労働大臣の定める基準に基づく「保険外のご負担費用(選定療養等)」は下記の通りです。  
ご不明な点がございましたら、当薬局スタッフまでお問い合わせください。

### 届け出している施設基準について

|                  |     |
|------------------|-----|
| 調剤基本料 1          | 47点 |
| 地域支援・医薬品供給対応加算 2 | 59点 |
| 連携強化加算           | 5点  |
| 在宅薬学総合体制加算 1     | 30点 |
| 調剤ベースアップ評価料      | 4点  |

※R9.6月～所定点数の200/100に相当する点数

### 保険対象外の費用についてのお知らせ

・軟膏壺や水剤を入れる容器代等

# ジェネリック医薬品・バイオ後続品について

## 切り替えを積極的に推奨しています

患者さんのお薬代(自己負担)の軽減と、国の医療費抑制のため、ジェネリック医薬品およびバイオ後続品(バイオシミラー)の使用をおすすめしています。

安全性と効果が国に認められた安心なお薬です。切り替えをご希望の方、迷われている方は、どうぞ安心してお申し出ください。

## ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは？

新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに発売される、同じ有効成分・効能・効果を持ったお薬です。

### お薬の特徴

化学合成された一般的なお薬(飲み薬や貼り薬など)が対象です。成分の構造は新薬と完全に同じです。

### お薬代が安くなる理由

新薬の開発には莫大な費用と歳月がかかりますが、ジェネリック医薬品はすでに安全性が確認された成分を利用して開発されるため、研究開発費を大幅に抑えることができます。そのため、お薬自体の価格を安く設定できます。

## バイオ後続品(バイオシミラー)とは？

高度な遺伝子組換え技術などを用いて製造される「バイオ医薬品」の後発品です

### お薬の特徴

生物の細胞や酵母などから作られる高度な治療薬(主に注射薬など)が対象です。分子が大きく複雑な構造をしているため、新薬とほぼ同じ(極めて類似した)構造・品質を持っています。お薬代の目安は新薬の約7割です。

### 対象となるお薬の例

- 糖尿病の治療に使う「インスリン注射」
- リウマチやがんの治療に使う「抗体医薬品」
- 「成長ホルモン注射」など、主に注射薬や高度な治療薬が対象です。

## 安全性・有効性について(国が認めている安心感)

「安いから、効果や安全性が落ちるのでは？」と心配されるかもしれませんが、その心配はありません。ジェネリック医薬品もバイオ後続品も、国の厳格な基準(厚生労働省の審査)をクリアし、「新薬と同等の品質・効き目・安全性がある」と認められたものだけが製造・販売されています。当薬局でも自信を持っておすすめできる安心なお薬です。

## 「一般名処方」について

処方箋に、特定のお薬の名前ではなく「有効成分の名前(一般名)」があらかじめ記載されていることがあります。これは、国が「ジェネリック医薬品」・「バイオ後続品」の使用を推進するために進めている仕組みです。

### ジェネリック医薬品を選びやすくなります

処方箋に「一般名」が書かれている場合は、その成分に該当するジェネリック医薬品を、患者さんご自身の意思で切り替えることができます。

### バイオ後続品の場合【ご注意】

バイオ後続品への切り替えはルールが少し厳しく、処方箋に商品名が書かれている場合は薬局の判断だけですぐに変えることができません。医師が処方箋に「一般名」で記載してくれている場合に限り、スムーズにバイオ後続品へ切り替えることができます。

## 気軽にご相談ください！

- 「今飲んでいるお薬は、ジェネリックやバイオ後続品に変えられる？」
- 「切り替えたら、私のお薬代はどのくらい安くなる？」
- 「あえて新薬(先発品)のままにすると、追加の費用がかかるの？」
- 「お薬の形や味、飲みやすさは新薬と違いがある？」

どんな小さな疑問や不安でも構いません。処方箋受付時に、薬剤師へお気軽にお声がけください！

# 在宅訪問に関するご案内

## 【在宅訪問】お薬の自宅サポートを承ります

通院が困難な方を対象に、薬剤師がご自宅へお薬をお届けし、管理のお手伝いをいたします。短期間のご利用も可能です。  
ご希望される場合は、当薬局スタッフまでお気軽にお申し出ください。※ご利用には医師の了解と指示が必要となります。

### 介護保険の方

#### 居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費

- 単一建物居住者 1人 .....518単位
- 単一建物居住者 2～9人 .....379単位
- 単一建物居住者 10人以上 .....342単位
- 情報通信機器を用いた服薬指導 .....46単位
  - 麻薬管理指導加算 .....100単位
  - 医療用麻薬持続注射療法加算 .....250単位
  - 在宅中心静脈栄養法加算 .....150単位
  - 
  - 
  -

※1単位=10円、10単位=10円(1割負担)30円(3割負担)

※自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

知事指定介護保険事業所：

福岡県 知事指定介護保険事業所 第4041148646号

### 医療保険の方

#### 在宅訪問患者管理指導

- 在宅訪問患者管理指導1:1人 .....650点
- 在宅訪問患者管理指導2: 2～9人 .....320点
- 在宅訪問患者管理指導3: 10人以上 .....290点
- 在宅訪問患者緊急時等共同指導料 .....700点
- 緊急訪問薬剤管理指導1 .....500点
- 緊急訪問薬剤管理指導2 .....200点
  - 麻薬管理指導加算 .....100点
  - 在宅中心静脈栄養法加算 .....150点
  - 在宅患者医療用麻薬持続注射法加算 .....250点
  - 小児特定加算 .....450点
  - 乳幼児加算 .....100点

#### その他指導料・訪問料

- 退院時共同指導料 .....600点
- 在宅移行初期管理料 .....230点
- 訪問薬剤管理医師同時指導料 .....150点
- 複数名薬剤管理指導訪問料 .....300点



# 取扱い公費負担医療

当薬局で取り扱っている公費は下記の通りです。

福祉医療費助成制度

石綿による健康被害の救済に関する法律

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）

肝炎治療特別促進事業

中国残留邦人等自立支援法

母子保健法

原爆被害者援護法

自動福祉法

障害者総合支援法

戦傷病者特別援護法

生活保護法

感染症予防法

感染症法

心神喪失者等医療観察法

# 薬局からのお知らせ

## 調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

### 調剤管理料

当薬局は、患者さまやご家族から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況などの情報に加え、お薬手帳や医薬品リスク管理計画、薬剤服用歴などに基づき、薬学的な分析・評価を行います。その上で、患者さまごとに薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を行い、必要に応じて医師へ処方内容の提案を行います。

### 服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴などを基に、処方薬の重複投与、相互作用、薬物アレルギーなどを確認し、薬剤情報提供文書により必要な情報を提供します。また、薬剤の基本的な使用方法について説明を行います。

さらに、薬剤服用歴等を参照しながら、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の有無などを把握し、処方された薬剤を適切に使用いただくための説明を行います。薬剤交付後も、服薬状況や体調の変化について継続的な確認を行い、必要に応じて指導などの対応をいたします。

## 明細書発行のご案内

当薬局では、医療の透明性を高め、患者様にご安心いただくため、「個別の調剤報酬の算定項目」が詳しくわかる明細書を無料で発行しております。

### ●すべての方が対象です

公費負担等により、窓口でのお支払いが「0円」の方へも同様に発行いたします。

### ●明細書に記載される内容

明細書には、処方されたすべてのお薬の内訳や、調剤報酬の算定項目などが詳細に記載されます。

### ●明細書が不要な方へ

お薬の名称が記載されるため、ご家族による代理会計の際も含め、発行が不要な場合は、事前にお知らせください。

## 医療DX推進の体制に関する事項について

### オンライン資格確認システム

患者さまへマイナンバーカードの健康保険証利用を推奨しており、利用促進に向けた取り組みを実施しています。オンライン資格確認等システムを通じて、患者さまの診療情報・薬剤情報や特定健診情報などを閲覧し、重複投薬や併用禁忌などのお薬の飲み合わせのチェックに活用しています。

※情報の取得・閲覧には、マイナンバーカード受付時に同意を得た方が対象となります。

### 電子処方箋システム

当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、原則、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスへ登録しています。また、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービスを活用して、医療機関・薬局間での診療情報・調剤情報、疑義紹介等の情報連携を行い、質の高い医療サービスを効率的かつ効果的に提供しています。ご利用にあたり、ご不明な点等ございましたらお気軽にスタッフまでお声がけください。

## お薬相談・健康チェックも受付中

当店では、皆さまの健康をサポートする以下のサービスもおこなっています。

### ●お薬相談

飲み合わせやサプリメントのご相談など

### ●健康チェック

日々の健康管理やちょっとした体調のご相談。

処方せんをお持ちでない方も、どうぞお気軽にご利用ください。

当薬局では

# ・オンライン資格確認システム ・電子処方箋システム

を行う体制を整備しています



当薬局は、

- ◆ 患者さまへマイナ保険証の利用を推奨しており、利用促進に向けた取組みを実施しています。  
オンライン資格確認等システムを通じて、患者さまの診療情報・薬剤情報や特定健診情報などを閲覧し、重複投薬や併用禁忌などのお薬の飲み合わせのチェックに活用しています。  
※情報の取得・閲覧には、マイナンバーカード受付時に同意を得た方が対象となります。
- ◆ 当該電子処方箋により調剤する体制を有するとともに、原則、全てにつき調剤結果を速やかに電子処方箋管理サービスへ登録しています。また、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービスを活用して、医療機関・薬局間での診療情報・調剤情報、疑義照会等の情報連携を行い、質の高い医療サービスを効率的かつ効果的に提供しています。  
ご利用にあたり、ご不明な点等ございましたらお気軽にスタッフまでお声がけください。

# 長期収載品の選定療養について

先発医薬品（長期収載品）をご希望の場合、通常の保険負担とは別に「特別の料金」をご負担いただく仕組みとなっております。

長期収載品とは、特許が切れ、同じ効果のジェネリック医薬品がすでに発売されている、昔からある先発医薬品のことです。

## 特別の料金（選定療養）とは

医療費の有効活用という観点から、患者様がご自身の希望で先発医薬品を選択した際、保険給付に加えて「特別の料金」を自己負担としていただく仕組みです。

### 負担額の計算：

先発医薬品と後発医薬品の価格差の「2分の1（50%）相当」

※この料金は健康保険が適用されない自己負担（100%負担）となります。

（別途、消費税10%が加算されます）

## 対象外となるケース

以下の事由に該当する場合は、この制度の対象外となり、通常の保険負担（1～3割）のみでお受け取りいただけます。

1. 医療上の必要性：医師が先発医薬品の使用が必要であると判断した場合。
2. 供給状況：薬局に後発医薬品の在庫がなく、やむを得ず先発品を調剤した場合。

## お薬の選択について

先発医薬品と後発医薬品のどちらを使用されるかは、本制度の趣旨に基づき、患者様ご自身でご判断いただくことになります。

お支払額の差やお薬の性質（成分・安全性）などの「判断材料」を正確にご提示し、患者様が納得して選択できるようサポートいたします。

費用の確認や詳しい説明が必要な際は、お気軽にお申し付けください。

## 【計算例】

|                |               |                          |
|----------------|---------------|--------------------------|
| 先発医薬品<br>1000円 | 差額<br>400円    | 差額の1/2<br>200円           |
|                | 後発医薬品<br>600円 | 差額の1/2を<br>除いた金額<br>800円 |

### 選定療養が適応される場合

|                                             |   |                          |   |                                |
|---------------------------------------------|---|--------------------------|---|--------------------------------|
| 保険適応分<br>800円×負担割合<br>1割負担：80円<br>3割負担：240円 | + | 特別料金<br>200円×消費税<br>220円 | = | 窓口負担<br>1割負担：300円<br>3割負担：460円 |
|---------------------------------------------|---|--------------------------|---|--------------------------------|

### 後発医薬品を選択する場合

窓口負担  
600円×負担割合  
1割負担：60円  
3割負担：180円

特別の料金  
0円